依 頼 者 様 各 位

佐藤誠三税理士事務所税理士佐藤誠三

当事務所が行う個人の確定申告書等作成業務に係る料金について

標記のことについて、令和6年5月7日施行の細則を下記のとおり改定します。また、この細則は令和7年3月30日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

記

1 個人の確定申告書等作成業務について

- (1) 個人(事業者)の所得税及び消費税の確定申告書(申告書に添付する書類を含みます。)を作成します。
- (2) 税務相談に係る業務については、業務契約の範囲に関するものに限り無料にて対応させていただきます。
- (3) 当事務所にて税務申告書等を作成した場合、あわせて税務代理権限証書を作成します。
- (4) 税務申告書等の法定申告期限又は提出日の翌日から1年間、税務当局からの質問検査が 当事務所にあった場合、依頼者様にその旨を連絡します。また、税務当局からの電話又は 文書による簡易な照会等への対応については、当事務所にて対応させていただきます。
- (5) 業務契約に基づいて業務を遂行する過程において、独立した業務又は役務の提供(契約条件外の対応を含みます。)が発生した場合については、附随業務手数料を別途請求させていただくことがあります。
- (6) この細則に定めのない事項については、次の定めによるものとします。
 - ① 依頼者様との契約と当事務所の業務に係る通則について(通則)
 - ② 当事務所との契約及び業務に係る料金に関する基本細則について(基本細則)
 - ③ 依頼者様に関する業務の過程において別途発生する独立した業務又は役務の提供について

2 個人の確定申告書等作成業務に係る料金について

区分		料金計算		
基本料金	国税庁HPを使用 する場合	9, 000円		
	TKCシステムを	90,000円(※ システムを複数使用する必要がある場合、		
	使用する場合	料金が割増になります。)		
業務遂行料金		次の(1)~(3)を合計した金額とします。		
		(1) 基本細則の定めにより料金を計算します。		
		【計算式】 1単位の基本料金×難易度に係る倍率		
		×時間単位		
		(2)【計算式】総合課税の所得金額×0.1%		
		× 難易度にかかる倍率(最低 2,000円)		
		(3) 増減額		

※ 総合課税の所得金額は、申告書第1表⑫の金額とします。

3 時間単位について

由丝	計書の種類	前年分の依頼			
H =	するの性規	あり	なし		
所得税	第1表、第2表	2単位	4単位		
	簡易課税 A	2単位	4単位		
消費税	簡易課税 B	3単位	5単位		
	一般課税	4単位	6単位		

4 総合課税の所得金額が1千万円未満の場合について

総合課税の所得金額	料金計算時の総合課税の所得金額	具体例
200 万円未満	200 万円	100 万円 → 200 万円
200 万円以上	500 万円	300 万円 → 500 万円
700 万円未満	200 77 [7]	600 万円 → 500 万円
700 万円以上	1,000 万円	800 万円 → 1,000 万円

5 総合課税の所得金額が1千万円以上の場合、1千万円未満の端数処理について

1千万円未満の端数	端数処理	具体例
200 万円未満	切捨て	1,100 万円 → 1,000 万円
200 万円以上 500 万円未満	500 万円単位に切上げ	1,300 万円 → 1,500 万円
500 万円超 700 万円未満	500 万円単位に切捨て	1,600 万円 → 1,500 万円
700 万円以上	切上げ	1,800 万円 → 2,000 万円

- 6 次のいずれかに該当する場合、業務遂行料金が割増になります。
- (1) 医療費控除などの所得控除、住宅借入金等特別控除など税額控除を受けるために別途作成する書類がある場合
- (2) 当事務所で決算代行等業務を依頼されていない依頼者様に、事業所得、不動産所得、山林所得、収支計算を要する雑所得がある場合
- (3) 当事務所で法人に関する業務を依頼していない依頼者様に、自ら会社役員を務める法人 からの所得がある場合
- (4) 総合譲渡所得、先物取引に係る所得のほか、分離譲渡所得など第3表を使用する必要がある場合。
- (5) 分離譲渡所得の特別控除、平均課税、措置法差額など、課税の特例等を適用して税額の 軽減を受ける場合
- (6) 当事務所で前年分の確定申告書を作成されていない依頼者様で、前年の繰越欠損金を 当年分で控除される場合
- (7) 消費税の申告が還付(中間還付のみの場合を除く)になる場合